

特記仕様書

第1 役務概要

役 務 名：建物防災管理点検役務

履行場所：航空自衛隊松島基地

履行期間：契約締結日から令和8年12月18日まで

役務概要：消防法第36条第1項において準用する同法第8条の2の2第1項に基づく防災管理点検

第2 共通事項

1 仕様

本役務は、本特記仕様書及び図面によるほか、次の標準仕様書等による。なお、特記仕様書の記載内容は、標準仕様書等の記載内容に優先するものである。また、これらの定めのない事項については、監督官との協議による。

- (1) 建築保全業務共通仕様書
- (2) 消防法
- (3) 消防法施行令
- (4) 消防法施行規則

2 立入制限

本役務のために基地内に入門する関係者は、指定された場所以外にみだりに立入りしてはならない。

3 履行場所及び周辺の清掃

履行場所及び周辺の道路等は、作業によって発生した粉じん、飛散した土砂等を常に清掃する。

4 現場管理

履行中は、現場代理人が責任者となり、常に安全確保に留意し現場管理を行い、災害及び事故防止に努める。また、現場の安全衛生は、労働安全衛生法その他関係法令に従って行う。

5 事故等報告

災害及び事故が発生した場合は、人命の確保を優先するとともに二次災害の防止に努め、その経緯を監督官に報告する。

6 作業日及び作業時間

作業時間は平日の0815～1700とし、休憩時間は1200～1300を基準とする。ただし、予め監督官の承諾を受けた場合はこの限りではない。また、夜間及び平日以外に作業を行う場合は、残業届出書により監督官に申請するものとする。

7 提出書類

提出書類は以下の表を基準とし、様式についての記載がない書類は、監督官が書式を示す。

提出時期	書類等名	備考
開始前	現場代理人等指名・変更通知書及び略歴書	要
開始前	協議書	要
開始前	工程表	要
開始前	緊急連絡先一覧表	要
開始前	施工体制台帳	必要時
開始前	技能士通知書	要
開始前	承認図、施工図等（任意様式）	必要時
開始前	入門許可申請書	必要時
開始前	仮設物設置申請書	必要時
実施中	材料検査簿	要
実施中	納品書、出荷証明書（任意様式）	要
実施中	産業廃棄物管理票（写し又は原本）	必要時
実施中	発生材通知書	必要時
実施中	残業届出書	必要時
実施中	火気使用申請書	必要時
実施中	臨時立入申請書	必要時
実施中	携帯型情報通信・記録機器持込み申請・許可書	必要時
実施中	受領書	必要時
完成時	写真台帳（任意様式）	要
完成時	完了通知書	要
完成時	引渡書	要
完成時	機能性能試験成績書（任意様式）	必要時
完成時	完成図、報告書等（任意様式）	必要時
完成時	機器取扱説明書等（任意様式）	必要時
完成時	官公署届出書類（各官公署等の書式による。）	必要時

8 写真

- (1) 写真は、履行前、履行中、履行後、材料検査及び目視できない箇所の履行状況、その他監督官の指示により撮影し、各1枚を台帳に整理し提出する。また、写真撮影は、定点、同一方向から撮影する。
- (2) 検査に合格したのち、写真データは削除するものとする。

9 材料

使用する材料は、JIS、JAS、JEC及びJWWA等の規格があるものは適合する新品とする。また、規格指定があるものは当該規格品又は同等品以上とし、事前に品質及び性能を有することの証明となる承認図等の資料を提出し、事前に監督官の承認を得るものとする。

10 官公署その他への届出等

- (1) 役務の履行及び完成にあたり、関係官公署その他関係機関への必要な届出、手続等を選滞なく行うこと。
- (2) 届出、手続等を行う前に、あらかじめ監督官に届出内容を報告するものとする。
- (3) 関係法令等に基づく官公署その他関係機関の検査において、必要な資機材、労務等は契約相手方の負担により行うこと。

11 発生材の処理等

金属類等監督官の指示する発生材に関しては、発生材通知書を作成し、監督官の指定する場所へ集積するものとする。

12 完了検査

- (1) 以下の全ての要件を満たす場合に検査官が実施する。ただし、検査官及び監督官の事前承諾を得た場合は、提出書類を事後提出とできるものとする。
- (2) 仕様書に示す全ての役務の完了
- (3) その他監督官が指示する事項

13 関係書類の適正な管理

- (1) 本仕様書及び写真等を、本役務に使用する目的以外で第三者に使用させてはならない。また、本役務の内容を漏洩してはならない。
- (2) 契約相手方は、発注者から貸与された図面等を、履行完了後全て監督官に返納するものとする。

14 疑義その他

- (1) 疑義が生じた場合、監督官と協議のうえ打合せ簿に協議内容を記録し、協議内容のとおり実施するものとする。
- (2) 履行中は、他の工作物等に損害を与えないよう履行し、損害を与えた場合は、速やかに監督官に報告し、契約相手方の負担において復旧する。また、第三者等に損害を与えた場合は、速やかに監督官に報告し、契約相手方の責任において補償するものとする。

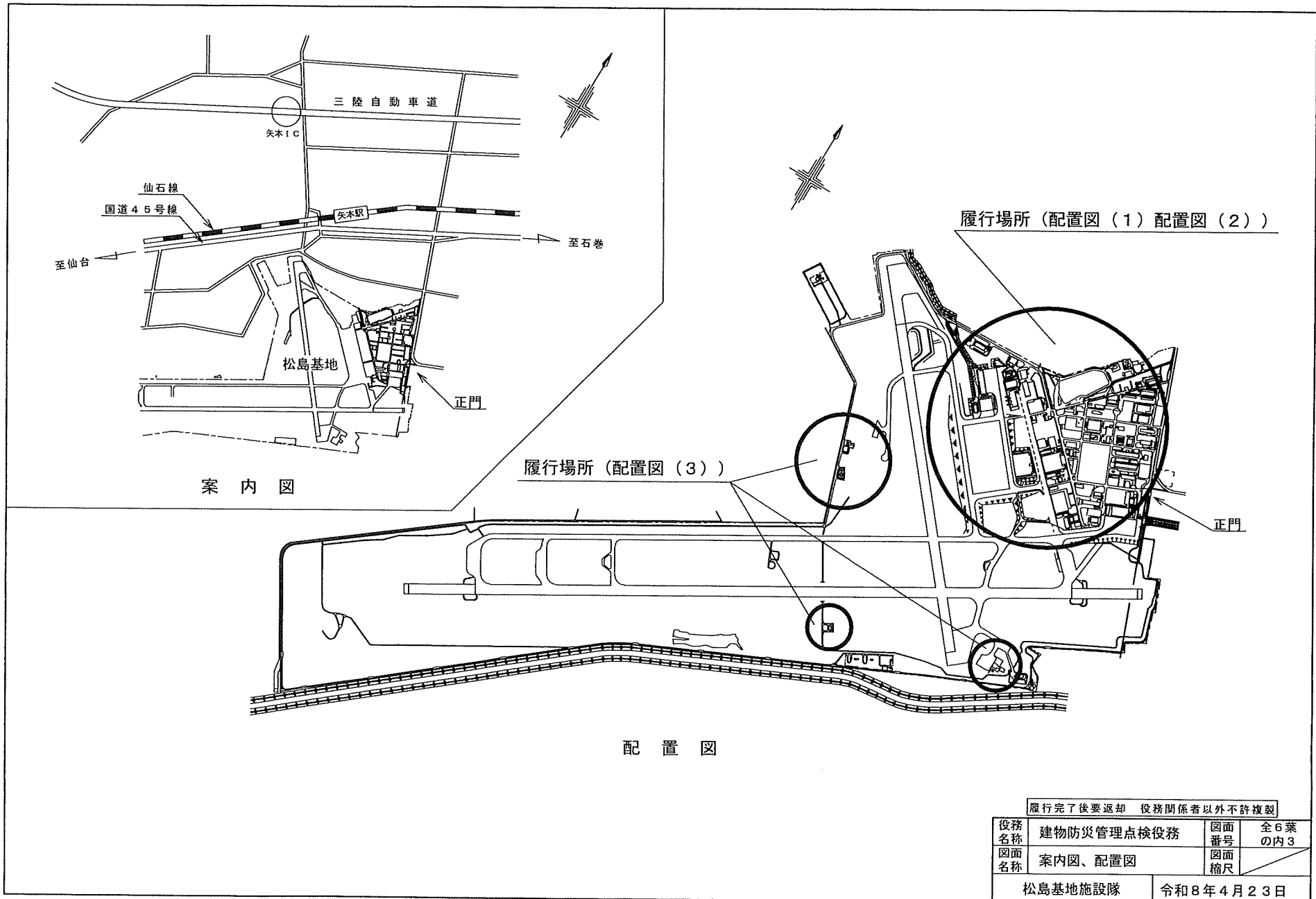
第3 特記事項

1 役務内容

消防法第36条に基づき、防災管理点検を実施する。点検中は、防災管理点検資格者免状を携行し、完了後、法令に基づく点検結果報告書を2部提出するものとする。不備の箇所がある場合は、写真を合わせて提出するものとする。

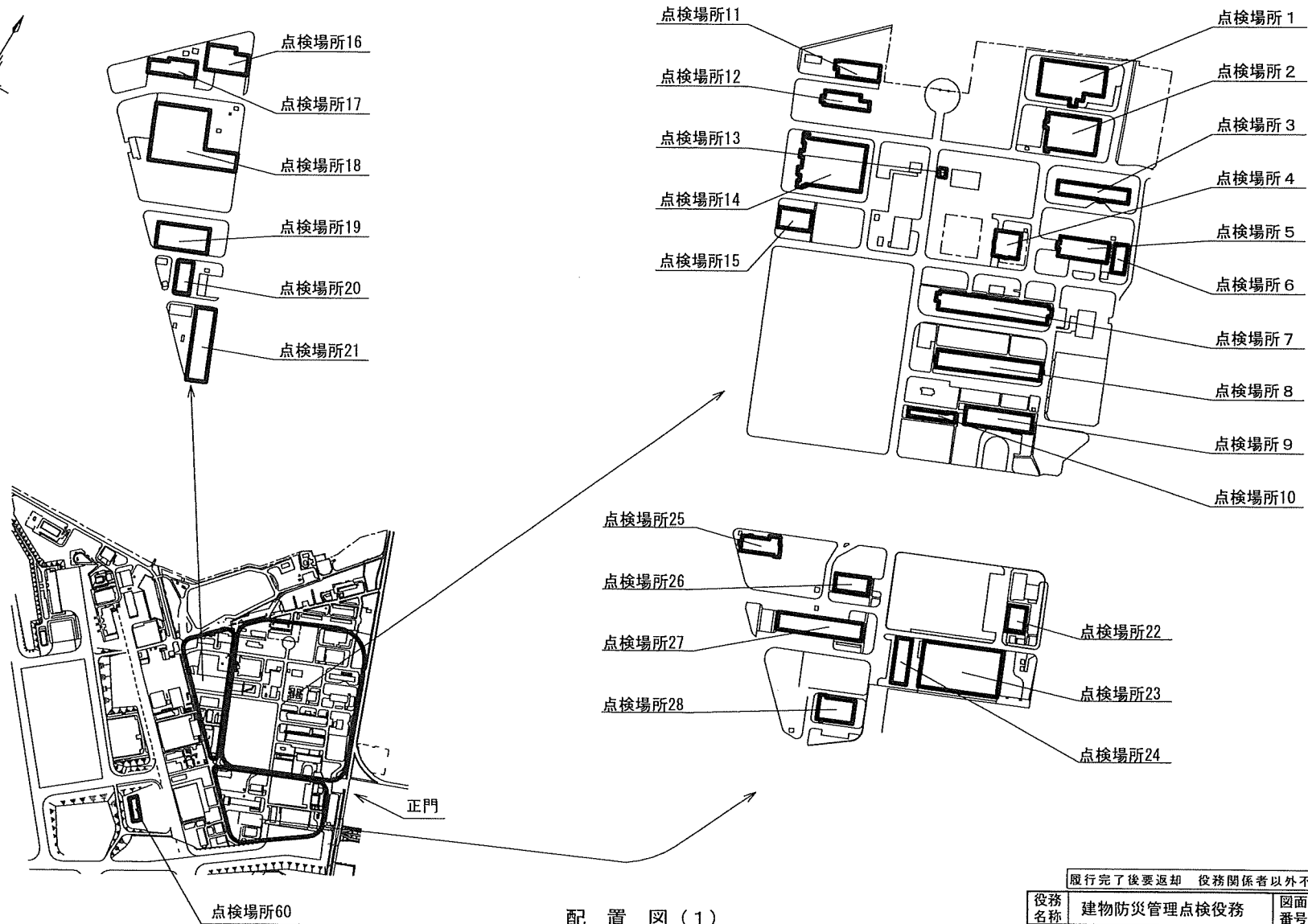
2 点検場所

No.	点検場所	延べ面積 (㎡)		延べ面積 (㎡)	
1	点検場所 1	1,706.43	31	点検場所 31	1,077.78
2	点検場所 2	1,698.88	32	点検場所 32	1,556.25
3	点検場所 3	2,395.88	33	点検場所 33	1,439.90
4	点検場所 4	526.58	34	点検場所 34	2,172.53
5	点検場所 5	824.44	35	点検場所 35	3,444.26
6	点検場所 6	318.00	36	点検場所 36	720.00
7	点検場所 7	5,169.19	37	点検場所 37	2,693.34
8	点検場所 8	6,421.81	38	点検場所 38	3,100.10
9	点検場所 9	3,131.71	39	点検場所 39	919.04
10	点検場所 10	314.71	40	点検場所 40	8,571.21
11	点検場所 11	1,107.50	41	点検場所 41	468.22
12	点検場所 12	1,080.45	42	点検場所 42	153.30
13	点検場所 13	591.01	43	点検場所 43	144.00
14	点検場所 14	3,448.78	44	点検場所 44	1,436.74
15	点検場所 15	1,081.90	45	点検場所 45	1,827.13
16	点検場所 16	967.67	46	点検場所 46	1,123.50
17	点検場所 17	606.00	47	点検場所 47	7,182.87
18	点検場所 18	4,230.68	48	点検場所 48	2,689.32
19	点検場所 19	1,033.63	49	点検場所 49	240.33
20	点検場所 20	401.74	50	点検場所 50	892.00
21	点検場所 21	1,246.81	51	点検場所 51	5,317.70
22	点検場所 22	394.20	52	点検場所 52	1,129.79
23	点検場所 23	3,327.65	53	点検場所 53	1,036.18
24	点検場所 24	1,218.67	54	点検場所 54	460.00
25	点検場所 25	1,007.10	55	点検場所 55	450.00
26	点検場所 26	465.00	56	点検場所 56	770.23
27	点検場所 27	1,276.80	57	点検場所 57	326.82
28	点検場所 28	700.80	58	点検場所 58	184.60
29	点検場所 29	827.13	59	点検場所 59	825.04
30	点検場所 30	203.50	60	点検場所 60	1,363.35
				合計延べ面積 (㎡)	101,440.18



履行完了後要返却 役務関係者以外不許複製

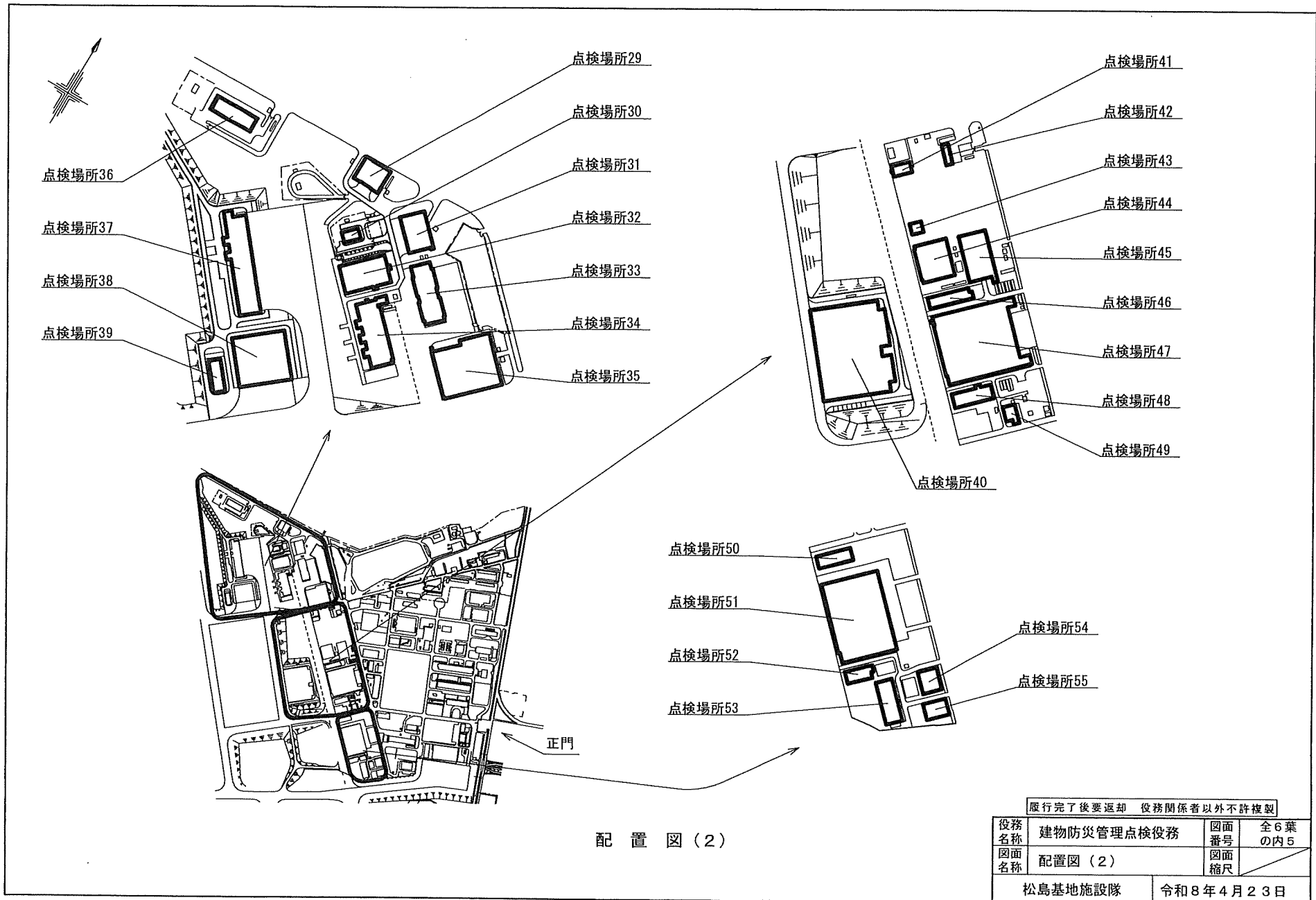
役務名称	建物防災管理点検役務	図面番号	全6葉の内3
図面名称	案内図、配置図	図面縮尺	
松島基地施設隊		令和8年4月23日	

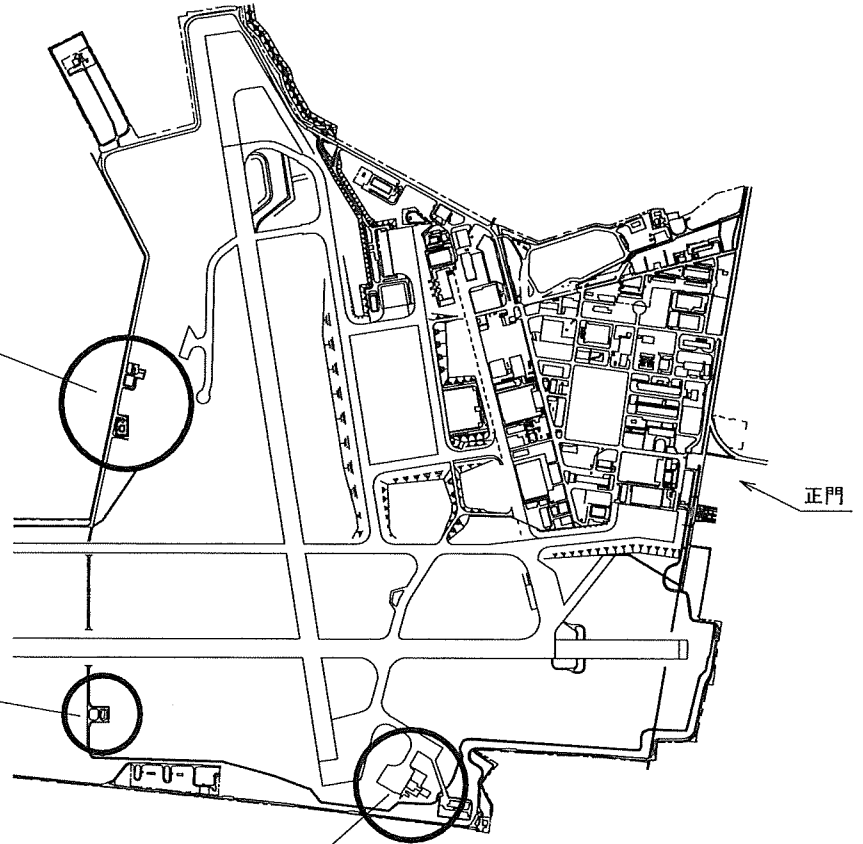
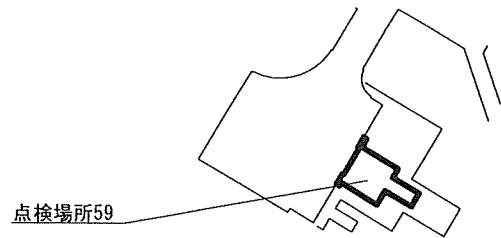
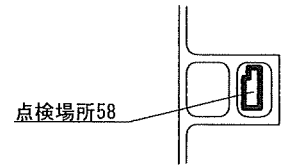
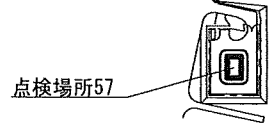
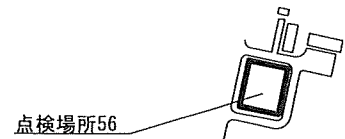


配置図(1)

履行完了後要返却 役務関係者以外不許複製

役務名称	建物防災管理点検役務	図面番号	全6葉の内4
図面名称	配置図(1)	図面縮尺	
松島基地施設隊		令和8年4月23日	





配置図(3)

履行完了後要返却 役務関係者以外不許複製

役務名称	建物防災管理点検役務	図面番号	全6葉の内6
図面名称	配置図(3)	図面縮尺	
松島基地施設隊		令和8年4月23日	